



長野県報

3月31日 (火)
令和 8 年
(2026年)
号 外

目 次

規 則

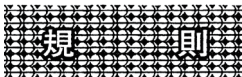
長野県組織規則の一部を改正する規則 (人事課)	1
事務処理規則の一部を改正する規則 (人事課)	3
期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則 (人事委員会事務局)	4

告 示

長野県選挙管理委員会規程の一部改正 (選挙管理委員会)	6
-----------------------------------	---

訓 令

職員の人事評価等に関する規程の一部改正 (人事課)	6
財務規則第 2 条に定める所の出納員の任免の一部改正 (人事課)	6
職員を長野県選挙管理委員会の書記等に充てるための訓令の一部改正 (人事課)	7
職員の研修に関する規程の一部改正 (人事課)	8
組織規則の規定に基づく係の設置に関する規程の一部改正 (人事課)	8
兼務に関する規程の一部改正 (人事課)	9
長野県流域下水道事業財務規則第 2 条に定める本庁及び所の企業出納員の任免の一部改正 (人事課)	10
職務に専念する義務の特例に関する訓令の一部改正 (コンプライアンス・行政経営課)	10
長野県公文書管理規程の一部改正 (情報公開・法務課)	11



規 則

長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和 8 年 3 月 31 日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第37号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則 (昭和44年長野県規則第16号) の一部を次のように改正する。

第11条第 1 項第 8 号中「、告示及び公告」を「及び告示」に改める。

第14条の 3 に次の 1 項を加える。

2 文化振興課に、県史編さんに関する事務をつかさどらせるため、県史編さん室を付置する。

第14条の 8 中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 児童相談・養育支援室に、その事務を分掌させるため、別に定める係を置く。

第27条の 5 第 9 号中「第27条の 2 第 4 号」を「第27条の 2 第 3 号」に改める。

第28条の 2 第 2 号中「下請中小企業」を「受託中小企業」に改める。

第56条の 4 第 2 項中「リニア活用・企画振興課を」の次に「、長野県木曽地域振興局に企画振興課及び商工観光課に代えて企画振興・商工課を」を加え、同条中第10項を第11項とし、第 9 項の次に次の 1 項を加える。

10 企画振興・商工課は、第 4 項及び第 8 項の事務をつかさどる。

第108条第 1 項中「身体障害者」を「障害者」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 医療法 (昭和23年法律第205号) 第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院として行う診療

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第 5 条第 7 項、第 8 項、第10項、第12項、

第14項、第20項、第23項及び第24項に規定する便宜の供与

(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第32条に規定する補装具の製作及び修理

(4) 身体障害者福祉法第11条第2項に規定する業務

第157条第1項中「精密・電子・航空技術部門」を「精密・電子技術部門」に改め、同条第2項に次の1号を加える。

(3) 航空技術及び宇宙技術に係る支援に関すること。

第157条第5項中「精密・電子・航空技術部門」を「精密・電子技術部門」に改め、同項第4号中「、通信技術及び航空技術」を「及び通信技術」に改め、同条第8項の表以外の部分中「精密・電子・航空技術部門」を「精密・電子技術部門」に改め、同項の表の精密・電子・航空技術部門の項中「精密・電子・航空技術部門」を「精密・電子技術部門」に改める。

第187条の6第1項中「野菜部、花き部」を「栽培部」に改め、「、畑作物」を削り、同条第3項中「野菜部は、野菜」を「栽培部は、野菜及び花き」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「及び特用作物」を「、特用作物及び畑作物」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を削り、第8項を第6項とする。

第187条の9第1項中「酪農肉用牛部、養豚養鶏部」を「家畜部」に改め、同条第3項中「酪農肉用牛部」を「家畜部」に改め、同項第1号及び第2号中「牛」を「牛、豚及び鶏」に改め、同項第3号中「肉用牛の種畜及び牛」を「牛、豚及び鶏並びに牛及び豚」に改め、同項第4号中「他の部に属さない」を削り、同条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

第220条の次に次の1条を加える。

（支所）

第220条の2 建設事務所に支所を置き、その名称、位置及び担当区域は、次の表のとおりとする。

名称	位置	担当区域
長野県北信建設事務所飯山支所	飯山市	飯山市 下高井郡のうち木島平村及び野沢温泉村 下水内郡

2 支所は、建設事務所の事務のうち、次の各号に掲げる事務を行うところとする。

(1) 土木施設の管理に関すること。

(2) 水防作業及び水防団に関すること。

(3) 雨量及び水位の観測に関すること。

第221条第1項中「及び長野県北信建設事務所」及び「長野県飯田建設事務所及び」を削り、同条第2項中「、長野県飯田建設事務所に用地第一課及び用地第二課を」を削り、同条第5項第4号及び第5号中「及び長野県北信建設事務所」を削り、同条第7項中「、用地第一課及び用地第二課」を削る。

第221条の2を次のように改める。

第221条の2 削除

附則第7条第7項中「及び第4項」を「から第6項まで」に改める。

別表第12中「(第149条の3関係)」を「(第149条の6関係)」に改める。

別表第29の長野県風越公園の項を削る。

別表第32の1の長野県公益認定等審議会の項中「同法に」を「同法及び公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）に」に、「事項及び」を「事項並びに」に改め、同1の長野県医療審議会の項中「(昭和23年法律第205号)」を削る。

別表第33の人事課の項中「キャリア開発・人事制度担当課長 第5条の2第10号から第15号までにに関する事務の総括掌理及び当該事務に従事する職員の指揮監督」を

「業務改革担当課長 第5条の2第1号から第3号まで、第16号及び第18号に関する事務の総括掌理並びに当該事務に従事する職員の指揮監督」に改め、同表の職員総務課の項中

「歯科衛生士 歯科衛生業務 保健師 保健指導業務」を

「保健師 保健指導業務」に改め、同表の文化振興課の項中

文化財・県史編さん担当課長	第14条の3第2号に関する事務、同条第4号に関する事務（文化財保護審議会に関することに限る。）及び同条第5号に関する事務（県立歴史館に関することに限る。）の総括掌理並びに当該事務に従事する職員の指揮監督	を
文化財専門幹	文化財行政に関する高度な専門的事務の総括掌理	

」

文化財専門幹	文化財行政に関する高度な専門的事務の総括掌理	に改め、同表の次世代サポート課の

」

項の次に次のように加える。

こども・家庭課	管理栄養士	栄養指導業務
---------	-------	--------

別表第33の医療政策課の項を次のように改める。

医療政策課	地域医療対策監	地域医療対策に関する専門的事務の総括掌理
	医監	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な医療業務又は保健医療施策に関する業務
	医療監視員	医療法第25条第1項に規定する職務

別表第36の児童相談所の項中

保健師	保健指導業務	を

」

保健師	保健指導業務	に改め、同表の県立総合リハビリ
児童教育支援員	児童の教育の相談及び指導	

」

テーションセンターの項中「(昭和24年法律第283号)」を削り、同表の建設事務所の項中

建設事務所	改良住宅監理員（安曇野建設事務所、千曲建設事務所及び須坂建設事務所を除く。）	住宅地区改良法第29条の規定により準用する公営住宅法第33条に規定する職務	を

」

建設事務所	改良住宅監理員（安曇野建設事務所、千曲建設事務所及び須坂建設事務所を除く。）	住宅地区改良法第29条の規定により準用する公営住宅法第33条に規定する職務	に
北信建設事務所飯山支所	支所長	支所の事務の掌理及び所属職員の指揮監督	

」

改め、同表の佐久建設事務所佐久北部事務所 北信建設事務所中野事務所 北信建設事務所飯山事務所の項を削る。

別表第39の長野県創業支援センター岡谷センター長の項中

長野県工業技術総合センター精密・電子・航空技術部門長	を	長野県工業技術総合センター精密・電子技術部門長	に改める。
----------------------------	---	-------------------------	-------

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

人 事 課

事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月31日

長野県知事 阿 部 守 一

事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「キャリア開発・人事制度担当課長」を「業務改革担当課長」に改め、「文化財・県史編さん担当課長」を削る。

第9条第4項中「第8項」を「第10項」に改める。

別表第2の1の(2)中「1億6,000万円」を「1億8,000万円」に改め、同3の(1)のA中「精密・電子・航空技術部門」を「精密・電子技術部門」に改め、同4の(16)のキを削り、同クを同キとし、同ケからヌまでを同クからニまでとし、同ネ中「水田麦・大豆産地生産性向上事業交付要綱」を「主要穀類産地生産性向上事業交付要綱」に改め、同ネを同ヌとし、同ノからヘまでを同ネからフまでとし、同(29)のAを次のように改める。

ア 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第29条第1項及び第3項の規定による報告の徴取及び農薬の集取並びに立入検査

別表第2の4の(29)のイの(ア)を削り、同(イ)を同(ア)とし、同イに次の事項を加える。

(イ) 第30条第1項の規定による立入検査及び肥料の収去（第4条の規定による知事の登録を受けた普通肥料の生産業者に係るものを除く。）

(ウ) 第30条第3項の規定による立入検査及び肥料の収去

別表第2の4の(37)のコの(ア)中「1億6,000万円」を「1億8,000万円」に改め、同(42)に次の事項を加える。

ラ 森林の集積・集約化推進モデル事業補助金交付要綱（令和7年3月28日付け6森政第582号林務部長通知）の規定に基づく補助金の交付

別表第2の4の(45)のAの(ア)及び同(59)のイの(ア)中「1億6,000万円」を「1億8,000万円」に改め、同(66)を同(67)とし、同(60)から(65)までを同(61)から(66)までとし、同(59)の次に次の事項を加える。

(60) 観光に関する事項

長野県宿泊税市町村交付金交付要綱（令和8年3月27日付け7山観第232号観光スポーツ部長通知）の規定に基づく交付金の交付

別表第2の13の(1)のウの(ス)中「提出命令」の次に「及び立入検査」を加え、同キの(ケ)を同キの(コ)とし、同(エ)から(ク)までを同(オ)から(ク)までとし、同(ウ)の次に次の事項を加える。

(エ) 第4条第4項の規定による開設の届出事項の変更の届出の受理

別表第2の37の(14)のA中「1億6,000万円」を「1億8,000万円」に改め、同(20)のA中「長野県風越公園」を削り、同(23)のオ中「1億6,000万円」を「1億8,000万円」に改める。

別表第3の3中「同(29)のAの(イ)及びイの(イ)」を「同(29)」に、「同(60)のAの(ア)」を「同(61)のAの(ア)」に、「同(65)」を「同(66)」に、「同(66)」を「同(67)」に改める。

別表第9の1中「佐久建設事務所佐久北部事務所長、」を「及び」に改め、「並びに北信建設事務所中野事務所長及び飯山事務所長」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

人 事 課

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月31日

長野県人事委員会委員長 青 木 悟

長野県人事委員会規則第14号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

（期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正）

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2中 「 上田地域振興局長、諏訪地域振興局長、木曽地域振興局長、北アルプス地域振興局長及び北信地域振興局長以外の地域振興局長 」 を

「 佐久地域振興局長 南信州地域振興局長 松本地域振興局長 長野地域振興局長 」 に、 「 上田地域振興局長 諏訪地域振興局長 木曽地域振興局長 北アルプス地域振興局長 北信地域振興局長 諏訪保健福祉事務所長 」 を

「佐久地域振興局長、南信州地域振興局長、松本地域振興局長及び長野地域振興局長以外の地域振興局長
諏訪保健福祉事務所長 松本保健福祉事務所長

に、

「野菜花き試験場長
畜産試験場長
南信農業試験場長
水産試験場長

を

「野菜花き試験場長

」に改める。

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第2条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年長野県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中「広報担当の参事 国際担当の参事」を「国際担当の参事 コンプライアンス担当の参事」に、「地域医療担当の参事 人材確保・育成担当の参事」を「県土のグランドデザイン担当の参事」に、「キャリア開発・人事制度担当課長」を「業務改革担当課長」に、「多文化共生担当課長 文化財・県史編さん担当課長」を「多文化共生担当課長」に、

「建設事務所
佐久建設事務所佐久北部事
務所
北信建設事務所中野事務所
北信建設事務所飯山事務所

所長 次長
所長
所長
所長

を

「建設事務所

所長 次長

に改め、同表の教育委員会事務局及び教育機関の項中「高校改革担当の参事 課長」を「課長」に改める。

(給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第3条 給料の特別調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1のアの知事の事務部局の項中

「上田地域振興局長、諏訪地域振興局長、木曽地域振興局長、北アルプス地域振興局長及び北信地域振興局長
以外の地域振興局長

を

「佐久地域振興局長 南信州地域振興局長 松本地域振興局長 長野地域振興局長

に、

「上田地域振興局長 諏訪地域振興局長 木曽地域振興局長 北アルプス地域振興局長 北信地域振興局長
諏訪保健福祉事務所長

を

「佐久地域振興局長、南信州地域振興局長、松本地域振興局長及び長野地域振興局長以外の地域振興局長
諏訪保健福祉事務所長 松本保健福祉事務所長

に、

「野菜花き試験場長
畜産試験場長
南信農業試験場長
水産試験場長

を

「野菜花き試験場長

」に、

「感染症医療対策監

を

「地域医療対策監

」に、

「以外の保健福祉事務所長」を「及び松本保健福祉事務所長以外の

保健福祉事務所長」に、

「家畜保健衛生所長

を

「畜産試験場長
南信農業試験場長
家畜保健衛生所長
水産試験場長

に、

「佐久建設事務所佐久北部事務所長
北信建設事務所中野事務所長
北信建設事務所飯山事務所長
下伊那南部建設事務所長

を

「下伊那南部建設事務所長

」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

人事委員会事務局